

鯖江市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、鯖江市の住民の福祉の向上を図るため、その必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償運送の適正な運営確保のために必要となる事項を協議するため、鯖江市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録および法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認めること。
- (4) その他自家用有償運送に関すること。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 中部運輸局福井運輸支局長の指名する職員
- (2) 福井県警察鯖江警察署長の指名する職員
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 福祉有償運送の利用者またはその関係団体の代表者
- (5) タクシー事業者等交通機関関係者
- (6) 健康福祉部長

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長および副会長各1人を置く。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長を補佐し、会長が欠けたときまたは事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長が決する。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年2月23日から施行する。

(最初の委員の任期)

- 2 この要綱の施行後、第3条の規定により最初に委嘱し、または任命される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。